

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）の一部を改正する通達  
新旧対照表

改正 平成29年8月30日 国自環第92号  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたものに係る検査を除く。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p>記</p> <p>1. (略) 2. 1. の改造に該当しない改造であって、重量の増加を伴う改造を行う場合</p>	<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p>記</p> <p>1. (略) 2. 等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）を伴う改造を行う場合</p>

(1) 平成30年規制に適合する自動車以外のものにおける等価慣性重量のランク変更(重いランクに変更する場合に限る。)の場合は、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

① 型式指定自動車の改造

→ 完成検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表(改造後)<sup>※1</sup>

② 装置指定自動車の改造

→ 排出ガス検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表(改造後)<sup>※1</sup>

③ ①及び②以外の自動車の改造

→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面(改造後)

※1 等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

(2) 平成30年規制に適合する自動車における重量の増加であって、表Aに掲げる自動車に応じた重量に、表Bに掲げる用途及び種別に応じた重量を加えた重量を上回る車両重量となる場合、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

表A

自動車	重量(kg)
① 型式指定自動車(一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)	当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車の最大の車両重量
② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該指定において付された一酸化炭素等発散防止装置を取り付けることができる自動車の型式における最大の車両重量
③ ①及び②以外の自動車	当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車

なお、(1)及び(2)の規定により自動車排出ガス試験結果成績表を提出する場合であって、等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

(1) 型式指定自動車の改造

→ 完成検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表(改造後)

(2) 装置指定自動車の改造

→ 排出ガス検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表(改造後)

(3) (1)及び(2)以外の自動車の改造

→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面(改造後)

		の最大の車両重量
表B		
用途及び種別（改造前）		車両重量に係る製作誤差（kg）
乗用	普通	60
	小型	50
	軽	40
貨物	普通	100
	小型	60
	軽	40

① 型式指定自動車の改造  
→ 完成検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※2

② 装置指定自動車の改造  
→ 排出ガス検査終了証+自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）※2

③ ①及び②以外の自動車の改造  
→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

※2 当該改造自動車の車両重量以上の自動車であって、当該改造自動車と同一の一酸化炭素等  
発散防止装置を備えたものに係る自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

3 (略)

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添1-1又は1-2によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添4及び別添5、軽油を燃料とするものにあっては別添6によるものとし、細目告示

### 3 (略)

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添1によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添4及び別添5、軽油を燃料とするものにあっては別添6によるものとし、細目告示

とし、細目告示第41条第1項第1号、第2号、第9号及び第10号並びに適用関係告示第28条第164項及び第165項の自動車にあっては別添7-1、細目告示第41条第1項第5号及び第6号の自動車にあっては別添7-2によるものとし、細目告示第41条第1項第17号及び第18号の自動車にあっては別添8とし、適用関係告示第28条第151項及び第152項の自動車にあっては別添9によるものとする。なお、自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に基づく事務規程において定める様式によるものであってもよい。

また、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

5. ~ 7. (略)

(注1) 別添1-1における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。

表1 (略)

(注2) ~ (注4) (略)

別添1-1 (略)

別添1-2 【別紙のとおり】

別添2~7-1 (略)

別添7-2 【別紙のとおり】

別添8~9 (略)

第41条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第9号及び第10号の自動車にあっては別添7とし、細目告示第41条第1項第17号及び第18号の自動車にあっては別添8とし、適用関係告示第28条第151項及び第152項の自動車にあっては別添9によるものとする。

なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めができるものとする。

5. ~ 7. (略)

(注1) 別添1における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。

表1 (略)

(注2) ~ (注4) (略)

別添1 (略)

(新設)

別添2~7 (略)

(新設)

別添8~9 (略)